

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 22 日

香川県知事 殿



提出者

住 所 大阪府寝屋川市仁和寺本町4-19-7

氏 名 本荘ケミカル株式会社

代表取締役会長 本荘菜穂子

電話番号 072-827-2201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	本荘ケミカル株式会社 直島化成工場
事業場の所在地	香川県香川郡直島町 4088-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製造品売上額 1900百万円
③ 従業員数	36名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物の発生 → ドラム缶に充填 → 産廃業者に委託 → 焼却処理 → 焼却灰の最終処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和 4 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	888.3 t	5.7 t
	(これまでに実施した取組) 設備洗浄等に必要最低限量を使用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	700 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを続ける。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

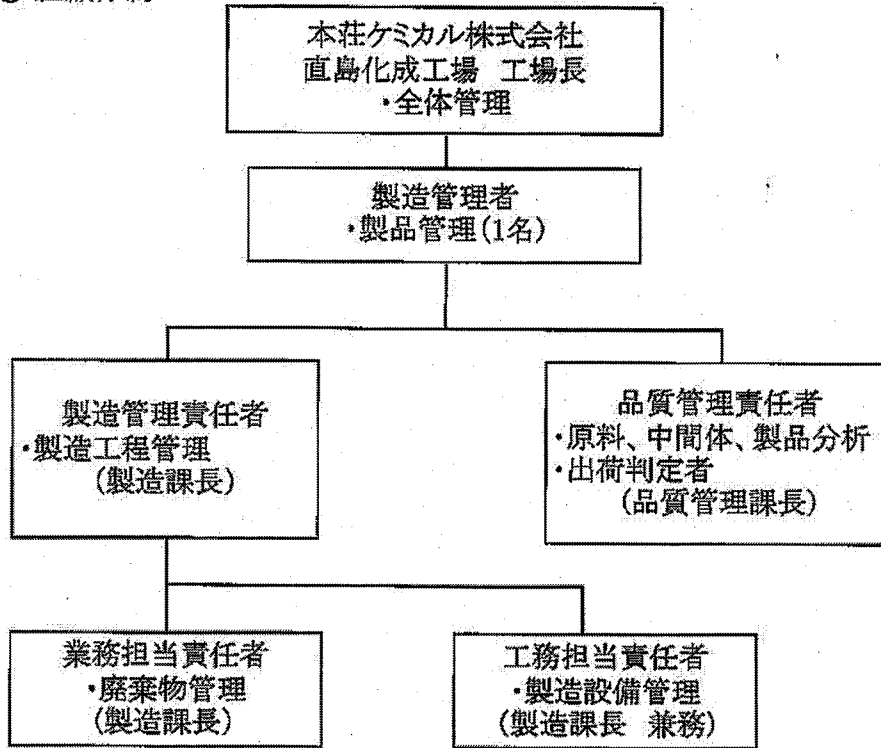
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	888.3 t	5.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	711.6 t	5.7 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者への処理委託の打診を行なう。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	700 t	2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	700 t	2 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを続ける。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	894 t	
(今後実施する予定の取組) 2020年1月よりJWNET(電子マニフェストシステム)に切り替えて申請を行っています。			
※事務処理欄			

管理体制を説明した書面

① 組織体制



- | | |
|------------|------------|
| 全体管理者(工場長) | : 工場長 |
| 製造管理者 | : 指定された1名 |
| 品質管理責任者 | : 品質管理課長 |
| 製造管理責任者 | : 製造課長 |
| 業務担当責任者 | : 製造課長(兼務) |
| 工務担当責任者 | : 製造課長(兼務) |

② 作業要領の策定

化学物質の取扱いに関する管理方針・計画を設定するとともに、措置の内容を具体的に定めた作業要領を策定している。

③ 教育訓練の実施

当該化学物質の取扱いに係る関係者に作業要領を周知徹底させ、その内容に関する教育訓練を実施している。

④ 新規化学物質に関する措置について

上記作業要領に追加し、事業所に常備し、関係者に周知徹底することになっている。